

平成16年(行ウ)第14号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 市民オンブズパーソン栃木 外20名

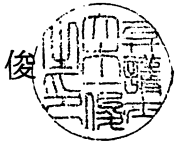
被告 栃木県知事 福田 富一

## 証拠説明書

2010(平成22)年7月29日

宇都宮市地方裁判所 第1民事部合議系 御中

原告ら代理人 弁護士 大 木 一 俊



号証	証拠の標目(原本/写し)	作成年月日	作成者	立証趣旨
甲B 142	「利根川を流れる水量」と題す書面(抜粋) /写し	2008.12.04	利根川ダム総合 管理事務所のH Pより	利根川ダム総合管理事務所のHPで「昭和22年関東地方に大きな災害をもたらしたカスリーン台風と同じ降雨があった場合、洪水(想定される洪水)が発生した場合、利根川・八斗島地点(河口より18.5km地点)では22,000m <sup>3</sup> /sが流れると予想されます。」としている事実。
甲B 143	前橋地方裁判所平成16年(行ウ)第43号事件の被告提出の準備書面(23) /写し	2009.03.31	弁護士伴義聖外	前橋地方裁判所平成16年(行ウ)第43号事件で、被告群馬県知事は「文獻が不足しているため、過去にカスリーン台風時に大きな氾濫があったことは推定できるものの当時の正確な氾濫量の確定は困難」としている事実。
甲B 144	「利根川上流域共水調覧計画に関する検討」と題する書面 /写し	1969.03.	建設省関東地方 建設局	建設省関東地方建設局が1969(昭和44)年3月に行った「利根川上流域共水調覧計画に関する検討」では、上流域を23小流域に分割して検討され、八斗島での最大流量は

				26,480m <sup>3</sup> /sとされている事実。
甲B 145	平成22年利根川堤防調査 報告書 /写し	2010.06.04	弁護士高橋利明 同嶋田久夫、神 原禮二	<p>作成者らが、2010年4月9日～10日と18日に、①烏川右支川・鑄川上流部（烏川合流点から1.4km地点）、②利根川本川上流宮田橋の直下流地区（本川河口より2.20km地点）、③同じく坂東橋右岸上流地点（同2.14km地点）、④同じく玉村大橋直上流部（同1.90km地点）⑤烏川本川、城南大橋直下流部（利根川との合流点から1.4km地点）について、堤防の有無及び堤防高の調査を行った結果の報告書。</p> <p>上記①、②、及び⑤については無堤で、③については高さ1.7m位の連続堤防が作られており、④の地区も築堤されているが、これらの堤防の設置管理者は群馬県であり、さいたま地裁の関東地方整備局に対する調査嘱託によって明らかになった22,000m<sup>3</sup>/sという基本高水流量に対応した「計画河道」として設置されたものではない。したがって、甲B第124号証の調査結果を改めるべき点はないこと等</p>
甲B 146	意見書「森林の機能を無視した国土交通省による基本高水計算の誤謬」 /写し	2010.05.15	関良基	<p>原告弁護士が、関良基石殖大学准教授に対し、①鈴木雅一氏の「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」での発言や表明された見解についての解説、②飽和雨量や一次流出率に、森林土壌の物理的性質とは乖離した定数を組み込んだ場合の貯留関数法による流出計算への影響、③国土交通省は、利根川の基本高水流量の算出過程の情報を開示していないが、その問題点等、について鑑定意見を求めたのに対し、同准教授が作成された鑑定意見書である。</p>

				<p>①については、鈴木雅一氏の発言や「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」での表明された見解と同じ考えであるとし、「飽和雨量48mm」「一次流出率0.5」はあり得ない定数設定であり、②については、長野県の浅川ダム計画においても、利根川と同様の定数設定がなされていたが、計画と同規模の降雨で実測された洪水流量は計画の6分の1程度であった事例が示され、利根川でもピーク流量が過大に算出されている可能性を示唆し、③については、「第三者が検証できる状態に置かないで行われた作業は学の名に値しない」との見解を表明され、国土交通省に対して、流域住民らが基本高水の算定過程について検証が可能となるような情報の全面公開を求めている。</p>
甲B 147	水源かん養機能軽量化調査 報告書 /写し	1988.03	群馬県林務部	<p>群馬県が利根川上流域の森林土壌の貯水能を把握すべく、昭和50年代に数年かけてほぼ全流域にわたって行った調査結果をまとめた報告書である。</p> <p>流域の1㎡当りの「貯水能」(土壌中のすべての粗孔隙量から『最小容気量』を差し引いた値、38頁)は約270mmであるとしている(52頁)事実を立証する。なお、本報告書では、「貯水能」のうち、洪水の調節機能を果たす部分がどのくらいか触れていないが、長野県林務部の報告書(甲B第148号証)では40%~60%とされているので、利根川上流域の流域貯留量ないし飽和雨量は、<math>270\text{mm} \times 0.4 \sim 0.6 = 108 \sim 160\text{mm}</math>程度となる。</p>

甲B 148	森林と水プロジェクト第一 次報告 ／写し	2001.05	長野県林務部	<p>(独) 森林総合研究所の研究者である藤枝基久氏の指導の下に長野県林務部が行った薄川流域の保水力に関する調査報告書である。</p> <p>「土壌水分貯留量」は粗孔隙量から最小容気量を差し引いた値であり、これが土壌が水分を貯留できる最大容量であるが、そこで、洪水調節に機能する孔隙量は、「土壌水分貯留量×0.4～0.6」であるとしている事実を立証する。</p> <p>上記甲B第147号証の利根川上流域の貯水能力約270mmとされている事実と相まって、利根川上流域の流域貯留量ないし飽和雨量は、<math>270\text{mm} \times 0.4 \sim 0.6 = 108 \sim 160\text{mm}</math>程度となることを立証する。</p>
甲B 149	意見書2「利根川の基本高水流量毎秒22,000m <sup>3</sup> 計算モデルの虚構」	2010.06.14	関良基	<p>原告弁護士は、関准教授に対し、利根川の基本高水ピーク流量22,000m<sup>3</sup>/sの貯留係数に基づく算出過程とその結果の検証を依頼した。具体的には、カスリーン台風時のピーク流量算出に用いたとされる1980年計算モデルの検証で、同モデルに基づいてカスリーン台風の再現計算を行い、それと共に国土交通省が自らの再現作業においても、よく適合したとしている4洪水についての再現計算の実施とその結果の分析作業である。これに、関准教授が答えて作成した鑑定意見書である。</p> <p>この鑑定意見書の骨子は以下のとおりである。</p> <p>①カスリーン台風洪水については、資料不足で再現計算ができなかったため、検証作業の中では国土交通省の1980年計算モデルによる22,000m<sup>3</sup>/sという流出計算の適・否を直接的には検証するに至らなかった</p>

			<p>②4洪水については、その再現計算が可能となったので、飽和雨量を48mmではなく全国平均とみられる100mmを代入して計算すると、4洪水ともピーク流量は15～25%減少した。③八斗島地点のピーク流量22,000m<sup>3</sup>/sに、15～25%の減少率を乗ずると、16,500～18,700m<sup>3</sup>/sに減少する可能性が高い、④1958年・59年洪水グループと82年・98年洪水グループとの再現計算結果とを対比すると、後者のグループの再現結果の方が、国土交通省が公表している実績流量よりも25～35%も大きい値となったがこの乖離は20年以上の間の森林の生長による保水力の増大を示すものと思われる、⑤計画降雨規模の降雨のピーク流量を推計するに、既往最大のカスリーン台風時の洪水のピーク流量(16,000m<sup>3</sup>/s)に上記③の低減率を乗ずると、八斗島のピーク流量は14,000m<sup>3</sup>/sに満たない流量となる。</p>
--	--	--	---